

笠間市学校防災計画

笠間市教育委員会

第1 総則

1 目的

この計画は、教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を確立するため、防災管理についての必要な事項を定め、震災、火災その他の災害の予防を図り、災害発生時の幼児・児童及び生徒(以下生徒等という)並びに教職員の生命・身体の安全を確保し園・学校の施設・設備の安全を図るとともに、地域社会の安全の形成に寄与することを目的とする。

2 基本方針

- (1) 生徒等及び教職員の生命の安全を第一とし、迅速かつ的確に判断し対応する。
- (2) 教職員及び生徒等の役割を確認し、安全確保のため学校の総力を結集する。
- (3) 情報を正確にとらえ、それぞれの場での確かな状況判断のもとに明確な指示を与える。
- (4) 地域防災組織及び保護者等との密接な連携を図る。

第2 防災対策組織

1 校内防災対策委員会

(1) 防災対策委員会の設置

災害発生時に備え、防災対策を総合的に計画・実施し、安全確保に万全を期するため、園・校長を委員長とする防災対策委員会を設置する。

委員は、園・学校の状況に応じ、防火管理者をはじめ、必要な者をもって構成する。

(2) 審議事項

防災対策委員会は、次の基本的な事項について審議する。

- ① 防災計画、消防計画の立案及び変更に関する事
- ② 生徒等の安全、保護及び管理に関する事
- ③ 園・学校の施設、設備の管理及び点検・整備に関する事
- ④ 避難施設及び消防用設備等の維持管理に関する事
- ⑤ 自衛防災組織及び予防管理組織に関する事
- ⑥ 震災、火災、風水害その他の災害対策に関する事
- ⑦ 防災訓練とその実施方法等に関する事
- ⑧ 防災教育とその実施方法等に関する事
- ⑨ 情報連絡体制の整備に関する事
- ⑩ 災害発生時の対応に関する事
- ⑪ その他防災管理に関する事

2 自衛防災隊

(1) 自衛防災隊の設置

災害が発生したときには、災害に迅速、適切に対応し、防災の推進を図るため、校長を自衛防災隊長に、教頭を副隊長とし、自衛防災隊を設置し、園・学校の防災活動にあたる。

(2) 自衛防災隊の設置は校長が決定する。

(3) 隊長は、防災活動における一切の権限を有し、次の任務を行うものとする。

- ① 避難開始時期の決定及び避難状況の把握をする。

- ② 各種災害を判断し自衛防災活動上必要な指揮，命令をする。
- ③ 地域の防災救援活動に対し，必要に応じて支援体制を組む。
- (4) 副隊長は，隊長を補佐するとともに，隊長が不在のときは，これを代行する。
- (5) 園・学校の実情に応じ班を編成し，それぞれの業務を明確し従事する。

(例)

自 衛 防 災 組 織

班	係 員		準 備 品	任 務
	職 員	生 徒		
本部			標旗，マイク 笛	・防災計画 ・関係機関への通報 ・校内への事故通報
搬出			箱類，細紐	・重要書類の搬出
消火			消火器 消防砂 防火バケツ	・初期消火 ・消防機関との連絡 案内
避難 誘導			学級旗，笛	・安全地帯への誘導 ・人員，事故者の確認 と本部への報告
警備			笛	・校舎，校庭の警備 ・搬出物の監視
救護			標旗，担架 救護用品	・負傷者，被救助者の 応急救護

3 災害予防管理組織

平素における震災・火災等の防止並びに生徒等及び校舎の安全確保，管理を図るため，防災対策委員会のもとに防火管理者（防災管理者を充てる）を置き，組織を編成し，業務に当たる。

(1) 防火管理者（防災管理者）には教頭を充てることとし，次の業務を行うものとする。

- ① 防火及び防災計画の作成，検討及び変更

- ② 施設・設備の管理並びに火気使用設備器具，危険物施設等の点検検査の実施及び監督
 - ③ 消防用設備等の点検設備の実施及び監督
 - ④ 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
 - ⑤ 増改築，修繕等の工事時における火災予防上の指導
 - ⑥ 生徒等，職員に対する防災教育及び各種訓練の年間計画の作成と実施指導
 - ⑦ 園・校長に対する防災・防火等の管理上の助言報告
 - ⑧ 教育委員会との防災・防火等の対策に関する事務の推進
 - ⑨ その他防災・防火等に関する必要な業務
- (2) 防火管理者（防災管理者）は，次の業務について，消防署への報告，届出等を行うものとする。
- ① 消防計画の提出
 - ② 建物及び諸設備の設置又は変更に伴う諸手続
 - ③ 増改築，修繕等を行うときの事前連絡
 - ④ 消防用設備等の点検結果の報告
 - ⑤ 避難訓練等の要請及び各種訓練の実施報告
 - ⑥ その他法令に基づく諸手続
- (3) 施設管理責任者は，次の業務を行うものとする。
- ① 担当区域内の箇所責任者に対する業務の指導及び監督
 - ② 自主点検検査
 - ③ 防火管理者（防災管理者）の補佐
- (4) 箇所責任者は，次の業務を行うものとする。
- ① 担当区域内の火気管理
 - ② 担当区域内の諸施設・設備の管理及び整備並びに器具等の維持管理
 - ③ 地震等に備えた安全措置等の維持管理
 - ④ 担当の施設・設備の自主点検検査
 - ⑤ 施設管理責任者の補佐
- (5) 施設管理責任者及び箇所責任者は，消防用設備等及び建物，火気使用設備器具，電気設備，地震等に備えた安全装置等について適正な機能を維持するため定期的に点検検査を実施するものとする。

(例)

自主点検分担表

点検分担区分	担当者	点検主要項目
建築物の検査		建物内部の防火的な位置構造，使用状況及び防火扉シャッター等の管理状況等
火気使用設備器具検査		調理，暖房，燃料置場等の火気使用場所の管理状況等

電気設備検査		電気技術者との連携による、電気配線、電気器具等の火災予防及び検査等
危険物特殊可燃物検査		危険物保安監督者（危険物取扱者）との連携による安全管理及び検査等
機械設備等の検査		機械設備からの火災危険防止と検査等
消防用設備等点検整備		消火、警報、避難、設備等の維持管理の状況点検、消防設備士による整備の立合等
消防用水等の点検整備		消防用ポンプ、貯水槽等の水位の機能維持のための点検及び消火栓（器）、報知機の点検整備等

(6) 施設管理責任者及び箇所責任者は、建物、火気使用設備器具、危険物施設等の検査を次の事項に留意し、別に定める検査表により実施する。

- ① 園・学校内の諸設備の転倒防止の適否、防災上必要な設備・器具、用具の配置の適否
- ② 職員室等における火気使用状況の適否及び火気使用設備器具の構造、管理の適否
- ③ 理科室、家庭科室等の火気使用器具及び危険物、ガス等の貯蔵取扱い状況並びにその管理の適否、また、実験用各種材料等の保管の適否
- ④ 冬季の暖房用ストーブの取扱い、並びに使用後の処理の適否
- ⑤ 職員室、校内各所における喫煙、火気管理の適否
- ⑥ 体育館等の照明装置の異常の有無
- ⑦ 防火区画の防火戸、防火シャッター等に接する可燃物の有無
- ⑧ 廊下、階段及び避難口等に避難上障害となる物品等の有無

(7) 施設管理責任者は、消防用設備等の機能を維持管理するため、別に定める点検表により、点検、設備を実施するものとする。

(8) 自主点検検査時期は、次の時期に行うものとする。

なお、平素における外観的な点検については、各火元責任者（箇所責任者であることもある）が随時行うものとする。

(例)

検査対象	検査月日	
建築物	6月11日	11月12日
火気使用設備器具	6月11日	11月12日
危険物施設等	6月11日	11月12日
電気設備	6月11日	11月12日

点検種別 及び時期 消防設備等	自主点検班		点検資格者（消防設備士）		
	機器点検		機器点検		総合点検
消 火 器	6月11日	11月12日	6月11日	11月12日	
屋内消火栓設備	6月11日	11月12日	6月11日	11月12日	2月12日
消 火 用 水	6月11日	11月12日	6月11日	11月12日	
自動火災報知設備	6月11日	11月12日	6月11日	11月12日	
非常警報設備	6月11日	11月12日	6月11日	11月12日	
誘 導 灯	6月11日	11月12日	6月11日	11月12日	
誘 導 標 識	6月11日	11月12日	6月11日	11月12日	

(9) 防火管理者（防災管理者）は、点検資格者及び各箇所責任者からの結果をまとめ、園・校長に報告する。また、園・校長は、消防用設備等の点検結果について、消防用設備等点検報告書に各種点検表を添付して、3年に1回消防署に報告するものとする。

第3 震災対策

1 震災予防措置

(1) 防災管理者は、震災を予防するため、建物及び諸施設設備等の管理及び点検を計画的に行い、地震災害予防のために必要な予防措置を講ずる。

① 施設・設備の管理

学校においては、可能な限り、テレビ、棚、書架、薬品庫等の転倒防止措置や、照明器具等の落下防止措置を実施し、救助袋、消火栓、消化器等の防災上必要な設備、器具・用具の配置図の提示等を行う。

② 定期、日常及び随時の安全点検の実施

安全点検の実施計画（チェックリストを含む）を作成し、施設・設備の全般及び防災施設等について定期点検を実施するとともに、生徒等の使用頻度の高い運動場、教室、体育館、廊下等について日常点検を実施する。

園・学校及びその周辺地域等の条件を検討し、災害発生時における学校の被害及び生徒等の通学路の障害について予測し、地域防災関係機関とも協議して、日ごろから対策を立てておく。

(2) 防災管理者は、震災を予防するために、計画に従い防災教育を充実し、防災訓練を実施する。

① 学校で定めておくべきこと

防災教育のねらい及び重点、学年別、月別の関連教科、道徳、特別活動等における主な指導内容、時間数、指導方法等、防災教育、応急処置等の校内研修に関する事項、学校、家庭、地域社会との連携に関する事項、災害時及び事後の心の健康に関する事項

② 防災教育計画作成上の配慮事項

- ・ 生徒等及び地域の状況の実態に即した計画であること
- ・ 組織的、発展的な計画であること
- ・ 全教職員の共通理解に基づく計画であること

③ 教職員の防災訓練シュミレーションと防災訓練の検討

生徒等との防災訓練のみならず、教職員のみのある場合を想定した防災訓練(シュミレーションを含む)を実施し、必要に応じて防災訓練の在り方を検討する。

(3) 防災管理者は、次の情報連絡体制を整備する。

① 災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、教育委員会、地域防災関係機関との情報連絡手段・体制の整備を図る。

② 災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、教職員間、学校と保護者・生徒等との情報連絡体制の整備を図る。トランシーバーなどを設置している場合は、その活用を図る。

(4) 防災管理者は、震災に備え、次の品目等を所定の場所に準備、保管する。

(例)

装 備 器 材	個 数
消 火 器	5
携帯用拡声器	3
警 笛	教 員 数
学 級 旗	ク ラ ス 数
ハンドマイク	3

品 名	対 応 策	保管場所
医 薬 品	・保健室の医薬品のほか必要な医薬品を確保しておく。	保 健 室

トランシーバー	・震災用として常に使用できるように、日常使用するものとは区別して確保しておく。	職員室
学級旗 携帯用拡声器 警笛	・自衛消防隊の装備器材を活用する。	自衛消防隊用 器材保管場所

2 地震時における生徒等の安全確保方策

(1) 発災時別の教職員の緊急対応策

① 在校時

○ 各教科等の学習中の場合

- ・ 具体的対応策を別途定める。

○ 休憩時間（始業前、休み時間、放課後）の場合

- ・ 生徒等が解放感から自由な行動をとりやすく、また、人員把握の困難な時間帯であることを踏まえ、教員をあらかじめ担当に分け、生徒等を安全場所に避難させて安否確認を行うなど、具体的対応策を別途定める。

○ 部活動等の生徒等が自発的に行う活動中の場合

- ・ 人員の把握がしにくい時間であることを踏まえ、具体的対応策を別途定める。

② 学校外の諸活動時

遠足、修学旅行、自然体験活動等学校外における行事での生徒等の安全管理は、校内における場合よりも困難であることを前提にして、具体的対応策を別途定める。

③ 登下校時

学校へ避難登校してきた生徒等や学校に居残っていた生徒等への具体的対応策を別途定める。

④ 休日等

生徒等の安否の確認のための保護者との連絡体制、連絡方法を別途定める。

3 園・学校での地震時の活動

(1) 地震時の活動は、前記自衛防災隊のほか、基本行動を定め、生徒等を避難誘導する。

(例)

○ 授業中地震が発生した場合の基本行動

措置区分	学校長の基本行動	教員の基本行動
第1次措置	・ 火気使用器具の始末をす るとともに初動体制に必 要な指示、命令を行う。	・ 地震発生と同時に生徒を机 の下等に身を隠させ本部か らの指示を待つ。 ・ 火気使用器具の始末を行う

第2次措置	<ul style="list-style-type: none"> 校舎及び周囲の状況を確認し、避難開始命令を校内放送及び口頭で行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 教室内外の状況を確認し、避難の準備を行う。 屋外への避難命令を受けた場合は、生徒に防護措置をとらせ避難路に従い避難を開始する。
第3次措置	<ul style="list-style-type: none"> 避難終了の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 出席簿、学級旗を携行し、校庭へ避難完了したならば人員点呼を行い異常の有無を本部へ報告する。

○休憩中地震が発生した場合の基本行動

措置区分	学校長の基本行動	教員の基本行動
第1次措置	<ul style="list-style-type: none"> 火気使用器具の始末を行うとともに本部員以外の者は、校庭及び体育館等に急行し、生徒の安全措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生と同時に教室に直行し、机の下に入るよう指示するとともに出口を確保する。 火気使用器具の始末をする
第2次措置	<ul style="list-style-type: none"> 本部員は全生徒及び校舎の被害状況を把握するとともに、その状況に応じた必要な措置命令を行う 本部員以外の者は、状況により生徒に教室に戻るよう指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地震終了後、混乱を静め人員を確認し、教室にいない生徒を調べる。 生徒が全員教室に戻ったかどうか、また負傷の有無を確認し、その措置を行う。 その後の行動について、本部からの指示を待つ。
第3次措置	<ul style="list-style-type: none"> 授業中の避難に準じて行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 授業中の避難に準じて行う

※ 障害児の在籍する学校においては、障害の程度に応じた対応を講じ、職員、生徒等への周知徹底を図る等特に留意する。

(2) 出火防止（二次災害防止）の措置箇所責任者は、火気使用設備器具、電気設備等の使用停止措置を行うとともに、ガス、危険物等の供給停止措置を行う。

(3) 地震後の安全措置

防災管理者は、火気使用設備器具、ガス、電気設備器具及び危険物等について、十分な点検を行い、設備、器具等の安全確認の後使用を開始し、危険箇所については立入禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害の防止に努める。

4 災害後の学校での対応

(1) 生徒等及び教職員の安否の確認

ア 地震の発生が登下校中・放課後以降の時間帯の場合

- ① 登校してきた生徒等について、可能な限り学級教室で出席を確認するとともに、けが・家屋の損壊状況（避難場所等）を確認する。（一般被災者は体育館、生徒等は教室を原則とする）
- ② 本人による安否の確認ができない場合（電話での確認は困難が予想される）以下の上等を収集し、対応を迅速にする。
 - ・ 登校可能な生徒等による情報、PTA組織による情報、報道機関による情報、登校可能な教職員による家庭訪問等による情報、避難場所巡回による問い合わせ等による情報、地域防災関係機関による情報、

イ 園・校長は、速やかに応急措置を講ずることができるように、各時間帯による行動マニュアルを定める。

(2) 生徒等の教育活動の保障

園・学校が被災するとともに一時的な避難場所になった場合には、生徒等の保育・学習場所と被災者の生活場所を分離することを原則として、速やかに教育活動に必要な教室及び教材等の確保に努める。

(3) 臨時休園・休校等の措置

園・校長は、状況に応じ臨時休校等の適切な措置をとるとともに、あらかじめ定めた方法により保護者に連絡するとともに、その措置について教育委員会に報告する。

(4) 園・学校の応急措置

園・校長は、あらかじめ応急教育計画を定め、教育再開に向けた必要な応急措置をとる。

(5) 生徒等の心的外傷への対応

災害により不安や恐怖の連続など心的外傷を受けていると判断される生徒等には、カウンセラーなどの派遣を県等に依頼し、解消に努める。

第4 火災対策

1 火災予防措置

- (1) 防火管理者は、日ごろから校舎の安全管理に留意し、安全点検を実施し、防火に関する教育を推進し、防火訓練の充実を図る。
- (2) 防火管理者は、火災警報発令又はその他の事情により火災発生による危険や人命安全上必要があると認めた場合は、その旨校内全域に伝達し、火気の使用制限及び危険な場所への立ち入りを禁止するものとする。
- (3) 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - ① 火気使用器具は、指定された場所以外では使用しないこと
 - ② 火気使用器具は、使用前必ず点検し、安全を確認して使用すること。また、使用後安全措置を講ずるものとする。
 - ③ 火気使用器具の周囲は、常に整理整頓し可燃物を置かないこと、特に、ストーブを使用する場合は「使用規定」等を遵守すること、
- (4) 学校施設を使用する者は次の事項を遵守しなければならない。
 - ① 廊下階段及び避難口等に避難上障害となる物品を置かないこと、
 - ② 廊下及び階段は、避難時につまずき、すべり等を生じないように維持しておくこと

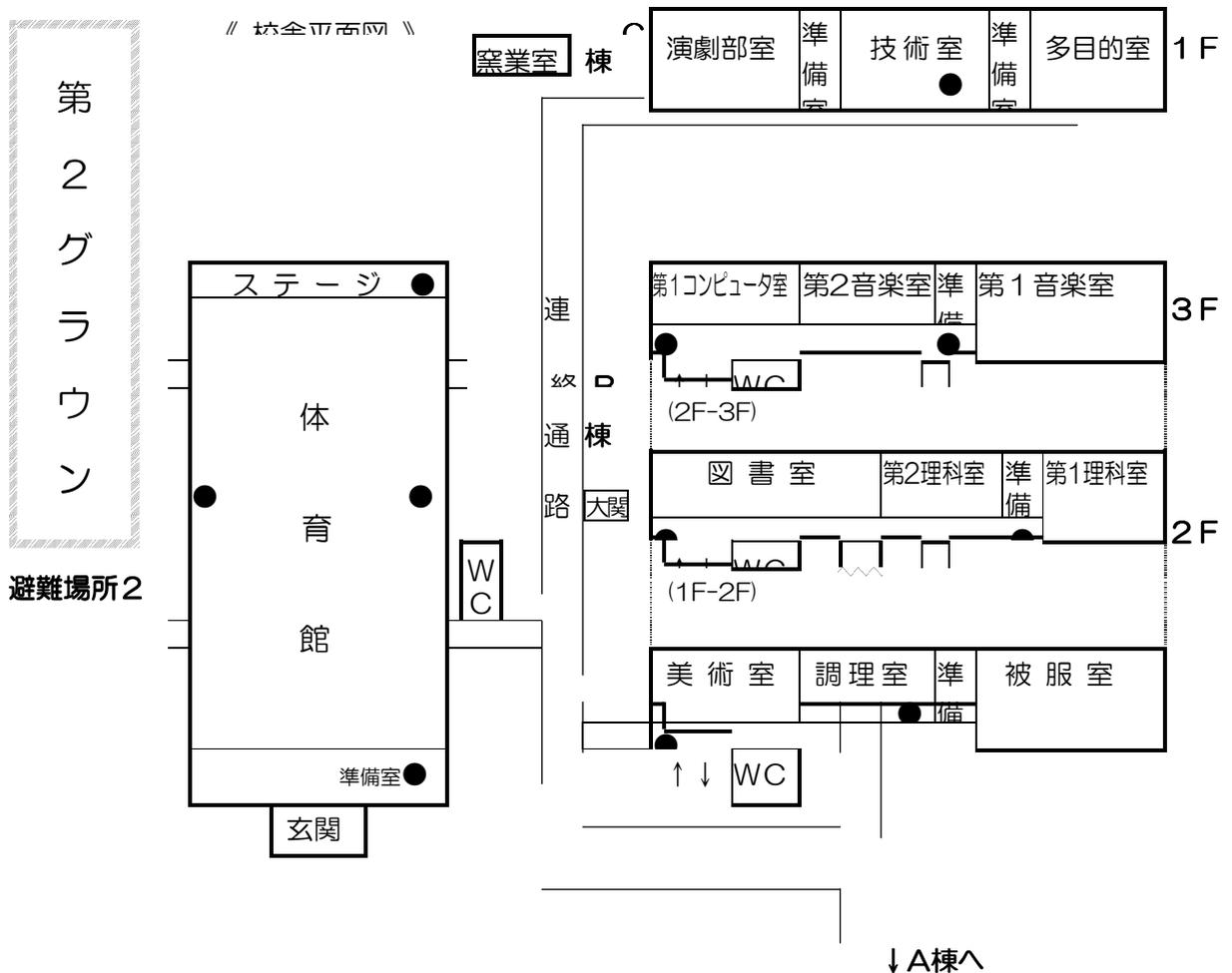
③ その他火災予防及び人命上必要な事項

2 自衛防火活動

- (1) 火災を発見した者は職員室に連絡し、連絡を受けた者は、直ちに消防機関「119」に通報するとともに放送設備等を活用し、緊急放送等を行う。
- (2) 消火班は、火災発生の覚知と同時に発災場所に急行し、屋内消火栓及び消火器等を使用し、延焼拡大防止を主眼とした消火活動を行う。
消火班は、年度始めに「防火機器配置図」を作成し、出火時に速やかに防火活動が行えるようにする。

(例)

防火管理者、火元責任者及び避難経路図



- (3) 避難誘導は、あらかじめ定められた避難経路により行う。

避難誘導班は、避難経路については、年度始めに「避難経路図」を作成し、出火時に速やかに避難誘導ができるようにしておく。

- (4) 防護安全班は、建物、火気使用設備器具及びガス等について、次の安全措置を講ずる。
- ① 避難終了後の防火扉の閉鎖
 - ② 給食室、家庭科室及び理科室のガス栓の閉鎖及びガスボンベ等危険物等の安全な場所への移動
 - ③ 暖房施設等の使用停止措置及び危険施設の安全措置
- (5) 救助班は、発生と同時に次の活動を行うものとする。
- ① 生徒等の避難開始と同時に、校内を巡回し残留者の有無を確認する。
 - ② 残留者がいた場合は、階段の使用、避難器具の使用など適切な方法により救助に当たる。
- (6) 救護班は、次の行動を行うものとする。
- ① 自衛防災本部と併設して救護所を設ける。
 - ② 負傷者の応急措置を行うとともに、学年、氏名、負傷程度等を記録し、本部に報告する。
- (7) 搬出班は、次の活動を行うものとする。
- ① 非常持ち出し、重要物品の搬出準備を行うとともに、搬出に当たる。
 - ② 搬出物品の管理を行う。
- (8) 休日、夜間における防火活動
職員は次の行動を行うものとする。
- ① 火災を発見した場合は、消防機関へ連絡するとともに、職員連絡網により、関係者への連絡を行う。
 - ② 消火器等を利用し、初期消火活動を行う。
 - ③ 火災の状況により、定められた「非常持出品」の搬出に当たる。
- (9) 生徒等の避難誘導は担任又は教科担任が行うが、上の各班の業務分担は臨機応変に対応する。

第5 台風時の対策

1 台風接近時の対応

- (1) 台風、集中豪雨等で被害が予想される場合は、次の措置を行うものとする。
- ① 防災管理者は、校内の異常の有無を点検し、補強等の安全措置を行う。
 - ② 通報連絡班は、防災関係機関等から必要な情報の収集を行うとともに、周囲の被害状況を確認する。
 - ③ 台風等の接近により、学校の施設設備の管理及び保全に困難をきたすときは、教職員に臨時の宿直を命じ、対応する。
- (2) 台風、集中豪雨等の場合の生徒等の対応については、日ごろから生徒等に周知徹底を図る。
- (3) 台風が接近し、注意報又は警報が発令されている場合、教職員は安全に注意して出勤し、生徒等の適切な対応にあたる。
- (4) 生徒等の登校及び緊急下校等については、洪水の危険箇所を把握し、正確な情報を収集し、周囲の状況を確認のうえ、適切な措置を講じ、生徒等の安全を最優先して対応する。

2 台風到来時の対応

- (1) 注意報又は警報が発令中は、教職員は安全に注意して速やかに出勤する。

- (2) 暴風警報が発令中は、生徒等は基本的には休校となるが、その他の警報又は注意報の発令中も安全に留意して登下校するよう指導する。
- (3) 注意報又は警報発令時の園・学校の対応については、日ごろから生徒等に周知させるとともに、保護者へもその周知徹底を図る。

第6 防災教育及び避難訓練

1 防災教育及び避難訓練

- (1) 教職員に対する防災教育は、次の基本事項に基づき年間計画を作成し実施する。

- ① 地震（津波、火災等に関する知識、予想される被害及び基本的な対処行動）
- ② 防災計画、消防計画に定める遵守事項について
- ③ 生徒等に対する防災教育及びその指導方法について
- ④ 火災及び地震等の災害時における任務及び責任について
- ⑤ その他防災上必要な事項について

- (2) 生徒等に対しては、次の基本事項について、防災教育を実施するものとする。

- ① 地震（津波、火災等による災害の基礎知識等について）
- ② 安全な避難方法及び避難訓練の重要性について
- ③ 地震（津波、火災等の予防について）
- ④ 煙及びガス等の危険性について
- ⑤ 油類による火災発生の危険性について
- ⑥ 自分たちが住んでいる地域の過去の災害について

- (3) 日常の指導

地震（火災等の災害を防止軽減するための時間帯に応じた具体的な対処行動を生徒等に）よく理解させ、しっかり身に付けさせるよう指導する。

2 防災訓練

- (1) 防災管理者は、前記の防災教育の年間計画とあわせて、教職員及び生徒等に対する各種訓練計画及び避難訓練等の実施時期及び方法について具体的に作成するものとする。
- (2) 訓練時の生徒等が取るべき基本行動は、参考例等により災害時には自然にその行動が取れるよう訓練し、習熟を図る。

※ 障害児等の在籍する学校においては、より綿密な計画を作成し、日常の訓練を通じて、円滑な避難が行えるよう訓練を行う。

- (3) 防火管理者は、避難誘導、自衛消防訓練をする場合は、事前に消防署に通知するとともに、必要と認める場合は、指導の要請を行うものとする。

（例）

災害発生時の基本行動

1 火災の場合の基本行動

- ア 保育・授業担当者は、火災警報と同時に生徒等を静かにさせ、放送を待つ。
- イ 学校対策本部（園・校長）は、発生場所と状況を確認のうえ、119番に急報するとともに緊急放送等で避難の指示を行う。
- （授業の場合）「ただいま〇〇校舎〇階〇〇教室で火災発生、生徒等は運動場の〇側に至急避難しなさい」。
- （休憩中の場合）「ただいま〇〇校舎〇階〇〇教室より火災発生、校舎にいる生徒等は全員運動場の〇側に避難しなさい」。
- ウ 授業担当者は放送の指示に従い生徒等を誘導する。
- ① 出席簿持参、整列、最後尾確認
 - ② 避難経路に従って「押さない」「あわてない」「騒がない」
 - ③ 人員点呼、報告
- エ 建物、火気使用設備器具及びガス等の安全措置を講ずる。
- オ 校舎内残留者の検索、保護を行う。
- カ 救護所設置、応急措置を行う。
- キ 非常持ち出し品の搬出を行う。

（教師）	（基本行動）	（生徒等）
1 火災発生箇所の確認	1 情報確認	1 静かにして放送を待つ第放送で指示
2 火の始末出席簿の携行	2 避難準備	2 窓を閉めるハンカチの用意
3 避難経路の確認選定	3 避難誘導	3 「押さない」「あわてない」「騒がない」
4 校舎内残留者確認	4 検索	4 指示に従い勝手な行動をしない
5 人員確認	5 人員確認	5 学級ごとに速やかに整列し静かにして点呼を受ける
6 学校対策本部へ報告		

2 地震の場合の基本行動

- ア 机の下に潜らせる。頭を机やカバンで覆わせる。
- イ 窓ガラスから遠ざける。
- ウ 火災の発生を防ぐ。
- エ 出入口を開ける。
- オ あわてて外に飛び出さない。

（教職員）	（基本行動）	（生徒等）
1 机の下に潜らせる	1 身体保護	1 身を隠す、頭を覆う
1 ドアを開ける	2 出口確保	2 近くの者がドアを開ける
3 ガス等の消火	3 火災予防	3 ガス栓を閉める
4 安全な場所に誘導	4 避難	4 頭にカバンをのせ、上履きのまま外に出る
5 人員安全確認	5 人員確保	5 学級ごとに整列し、静かにし点呼を受ける
6 学校対策本部へ報告		

※ 障害者の在籍する学校では、次のことに留意する。

- ① 災害時の避難場所への避難は、一人一人の生徒等の実態に即して日ごろから具体的に所定の教職員（補助者）を決めておくなどして、円滑な避難ができるように配慮する。
- ② 生徒等の実態に応じて、所定の教職員（補助者）が背負帯、担架等を利用して避難する。
- ③ 避難場所では、防災、医療機関と十分連絡調整を図り、生徒等の危険を回避するだけでなく、健康、安全にも配慮する。
- ④ 家族への引き渡しは、カード等に基づき、確認をしたうえで行う。

第7 応急教育計画

園・校長は、園・学校の諸施設、設備の被災状況、教職員及び生徒等の住宅被災による通勤、登園・通学状況、交通通信の状況等諸般の状況により、臨機応変に対応するため、応急教育計画を作成する。

- 1 施設設備の被害が軽微な場合
各園・学校において、速やかに応急措置をとり、授業を行う。
 - 2 施設設備の被害が相当甚大である場合
安全な教室の使用又は特別教室、体育館等の転用により、合併授業等により授業を行う。
 - 3 施設の使用が全面的に不可能な場合
近隣の安全な園・学校や公共施設等の利用、又は用地の確保が可能な場合は、仮設教室の建設等の方法により、授業を再開する。
 - 4 教育活動再開に際しては、生徒等の登下校の安全の確保に留意し、指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点をおくこととする。
 - 5 他地域に一時避難した生徒等については、教職員で分担して、地域毎の実情把握に努め、家庭訪問をするなどして指導に当たる。
 - 6 校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と密接に連絡を取りながら早急に平常授業が行えるよう努めるとともに、学校再開の時期については、緊急連絡網やマスコミ等を活用し、早急に生徒等及び保護者に連絡する。
 - 7 登校した生徒等の人数に応じて次の段階を設ける。
 - (1) 登校した生徒等の人数が5割未満
 - ア 復旧に必要な日数を予想して臨時休校の期間を定める。
 - イ 中学校において登校した生徒等で被災しなかった者は
 - ① 学校の復旧活動にあたる。
 - ② 同一地区内の本校生徒宅の復旧援助活動にあたる。
 - ③ 地域市町村災害対策本部の要請に応じて緊急救護活動にあたる。
 - (2) 登校した生徒等の人数が5割以上7割未満で、学校の被災が僅少の場合
 - ① 午前中特別授業を行う。
 - ② 中学校においては、午後は校内復旧作業、又は地域の救護活動にあたる。
 - (3) 登校した生徒等の人数が7割以上で、学校施設が全面的に利用できる場合
 - ① 極力保育・授業を行う。
- ※ 園・学校や地域の状況に応じた対応をとる。

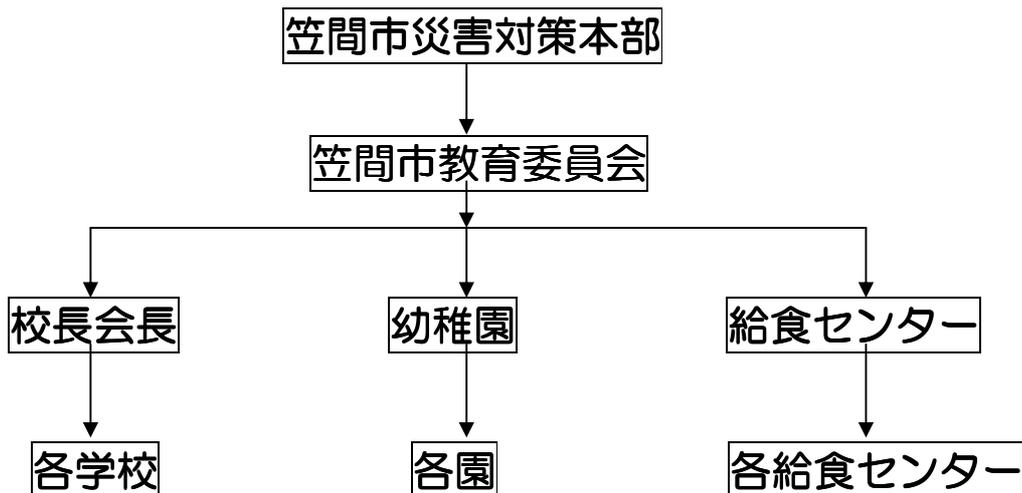
第8 情報連絡体制

災害時に情報連絡が的確かつ円滑になされるよう日ごろから教職員間、園・学校と保護者

及び生徒等の間，園・学校と教育委員会との情報連絡体制を整備し，緊急時の円滑な情報連絡体制を整える。

また，園・学校と地域災害対策担当部局との災害時における情報連絡体制を整備する。

1 本部から学校への緊急連絡体制（次のとおり）



- ※ ① 教育委員会と各園・学校・施設との緊急連絡方法は，上図のとおりとするが，緊急の度合いに応じ直接的な連絡方法をとるものとする。
- ② 電話が使用不能又は交信不能の場合，メールによる配信，教育情報ネットワークによる通信を活用する。
- ③ 全ての通信が不能の場合には，連絡員を決め，自転車等を利用した直接連絡方法も検討しておく。

2 園・学校の緊急連絡体制

- ① 園・学校の緊急連絡体制についても園・学校の実情に応じて策定しておく。
- ② 教職員間の緊急連絡系統図は園・学校が独自に作成する。
- ③ 生徒等緊急連絡系統図は園・学校が独自に作成する。

第9 避難所としての運営方策等

（避難所として指定されている学校，避難所となることが予想される学校）

1 運営体制

教職員は，避難所支援のため次の業務を行う。

- ① 飲料水，食料等の分配
- ② 救援物資の管理
- ③ し尿，ゴミ等の処理などの衛生管理
- ④ 災害対策本部との連絡，地域の被災状況の把握
- ⑤ 避難者の名簿の作成・管理

- ⑥ 避難所内連絡
- ⑦ 自主組織の立ち上げ指導
- ⑧ ボランティアの組織化
- ⑨ 施設・設備の点検，立入禁止区域の設定
- ⑩ テント等の設営等

2 初動体制

教職員は，最小限必要な防災組織を組織し，初動体制を設備する。

3 避難所としての施設使用

避難所としての施設使用は，次の基本方針で対応する。

- (1) 避難所としての円滑な運営及び早期の教育機能の回復を第一義とする。
- (2) 普通教室は，やむを得ない場合に限り適宜開放するが，学校教育活動の再開に備え，一定数は確保する。
- (3) 理科実験室等の特別教室は危険物が置かれているため原則として避難所としては使用しない
- (4) 校長室，事務室，職員室，保健室，放送室は学校管理上必要なもので開放しない。

4 避難所運営組織づくりの支援

- (1) 避難所の運営本部長，副本部長などを避難者から選出し，基本的には自主的な運営組織を作るように助言する。
- (2) 避難所の生活の基本ルールを決めるように助言する。
- (3) 情報交換会議を毎日，定刻に実施する。

5 避難者の相談への協力

避難者への対応については，常に沈着冷静に行う。

6 地域との連携

災害時には，笠間市災害対策本部等との連携を密にし，地域の防災関係機関と連携して避難場所としての役割等，適切な対応を図る。

第10 その他

1 防災計画に必要な書類

防災管理者は，防災計画に必要な書類として次のものを整備する。

- ① 防災対策委員会編成表（別表1）
- ② 自衛防災組織表（別表2その1，その2，その3）
- ③ 災害予防管理組織（別表3）
- ④ 災害予防点検項目一覧表（別表4）
- ⑤ 自主検査表（自主点検表）
- ⑥ 避難経路図
- ⑦ 防火組織編成表
- ⑧ 防災機器・防火機器等配置図
- ⑨ 緊急連絡体制表
- ⑩ 震災予防点検項目表

等の防災計画に必要な書類を作成する。

2 防災に備えるべき備品

防災管理者は、非常災害に備え、次のものを整備する。

- ① 救急救助用備品
- ② 人員点呼用備品
- ③ 安全確認・誘導用備品
- ④ 情報収集・通信用備品
- ⑤ 消火用備品
- ⑥ 飲料用備品
- ⑦ その他